



## ▲ 足立区

## ベビーシッターによる一時預かり利用料金を補助します

「足立区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」利用案内

足立区では東京都の補助制度を活用し、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助する制度を実施します（待機児童等を対象とした「事業者連携型/待機児童支援」とは異なりますので、ご注意ください）。

## 1 制度の概要

対象となる方	足立区に住所を有する保護者（対象児童も足立区に住所を有する必要があります） ・保育の理由、保育認定の有無は問いません。 ・保育園や幼稚園を利用している方、育児休業中の方もご利用いただけます。
対象児童	未就学児（ <u>0歳</u> から <u>満6歳</u> に達する年度の末日まで）
対象期間	令和5年4月1日利用分から令和6年3月31日利用分まで
利用料補助の 上限時間	児童1人につき年度あたり <u>144</u> 時間まで 多胎児（ふたご・みつご等）の場合児童1人につき年度あたり <u>288</u> 時間まで
利用料補助の 上限額	①日中利用 午前7時から午後10時までの利用分：1時間あたり2,500円 ②夜間利用 午後10時から午前7時までの利用分：1時間あたり3,500円
対象利用料	ベビーシッター <u>保育サービス利用料のみ</u> が対象です。 ・入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費は <u>対象外</u> です。 ・クーポン・ポイント利用で割引された料金、保育以外のサービス提供（家事援助・教育等）の料金は <u>対象外</u> です。 ※同じベビーシッター利用日時に対して、同種の補助事業《病児保育（在宅型）利用料金の助成等》を併用することはできません。
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の認定事業者 ※詳細は東京都福祉保健局のホームページをご参照ください（随時更新）。 《「東京都福祉保健局」⇒ベビーシッター利用支援事業⇒ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧》 
対象のベビーシッター	対象事業者の中で東京都の定める研修または同等と認める研修を修了したベビーシッター※詳細は東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助要綱に規定されています。
保育基準	児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育であること ※例外として、補助対象児童とその兄弟姉妹を、保護者とベビーシッターが共同して保育を行う場合で、保護者が契約において同意しているときは、ベビーシッターが1人であっても補助の対象になります。
留意事項	①本事業を利用する前に、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点（厚生労働省ホームページ）」をご確認ください。 ②ベビーシッターの利用申込や契約については、利用者ご自身で直接行ってください。 

## 2 利用の流れ

### (1) 事業者と契約 (利用者⇔事業者)

東京都の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の認定事業者一覧」から事業者を選定し、直接契約を結びます。契約の際、必ず「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と伝えてください。

### (2) ベビーシッターの利用 (利用者⇔事業者)

事業者から下記 (3) ④～⑦の交付を必ず受けてください。

### (3) 区へ書類の提出 (利用者→区)

補助金申請期限までに次の必要書類をそろえていただき、区に補助金の申請（郵送または持参）をします。

#### <利用者が作成する書類>

- ①足立区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼同意書
- ②足立区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付請求書兼口座振替依頼書
- ③利用内訳表

#### <事業者から利用者が受け取る書類>

- ④ベビーシッター要件証明書（写しでも可能）
- ⑤ベビーシッター事業者の領収書（原本）
- ⑥利用明細書等  
（利用児童名、利用日時、料金の内訳がわかるもの）※⑤の領収書で確認ができる場合は省略可能
- ⑦クーポンを使用したことがわかる書類（クーポン使用者のみ）  
※⑤の領収書で確認ができる場合は省略可能

### (4) 補助金交付 (区→利用者)

## 3 申請スケジュール

利用月	交付申請の受付締切日※	振込時期（予定）
令和5年4月～ 令和6年3月	利用月の翌月15日 （15日が土日祝の場合、 その前日の開庁日）	利用月の翌々月の末日 （末日が土日祝の場合、 その前日の開庁日）


※交付申請の受付締切日に間に合わない場合でも、同一年度内の申請であれば、申請は可能です。

ただし、令和5年度の利用分については、**令和6年4月15日（月）（消印有効）が最終期限**です。補助金の振込時期は、利用月の翌々月の月末になります。書類不備の場合は、それ以上の期間を要します。

### 【お問い合わせ・必要書類の提出先】

〒120-8510  
足立区中央本町一丁目17番1号 中央館3階  
子ども施設入園課 認証・認可外保育係 宛て  
TEL：03（3880）8013 FAX：03（3880）5703

## Q&A

項番	質問	回答	備考
1	保育の必要性の認定を持っていませんが、申請できますか？	申請できます。 保育の必要性の有無は問いません。	
2	利用にあたり、所得制限はありますか？	ありません。	
3	対象児童の保育園等の送迎は補助対象になりますか？	補助の対象になります。	R5～
4	家事援助は補助対象となりますか？	補助の対象となりません。	
5	自宅以外の保育は対象となりますか？	保護者が契約において同意している場合、自宅・図書館・児童館・病院など場所は問わず、ベビーシッターが保育をしている状態であれば補助対象です。ただし、施設利用料による追加料金等は補助対象外です。	R5～
6	入会金や会費に利用料金が含まれる料金体系になっていますが、補助の対象になりますか？	利用料金の内訳の中で、保育料に該当する部分が確認できれば、当該保育料の部分は補助対象となります。ただし、入会金や会費に該当する部分は補助対象外となります。	
7	病児保育は対象となりますか？	補助の対象となります。	
	病児保育（在宅型）利用料金の助成事業については、足立区のホームページを参照ください。 	ただし、同じ利用日時で足立区が実施する病児保育（在宅型）利用料金の助成事業や他の補助等と併用することはできません。	
8	対象となるベビーシッターは、どのような資格・経験を持っていますか？	東京都が定める一定の要件（研修受講、保育経験等）を満たしています。どのような要件を満たしているかについては、従事するベビーシッターによりそれぞれ異なりますので、事業者へ直接お問い合わせください。	
9	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、補助を受けられますか？	<u>受けられません。</u> 必ず、サービス利用時に交付を受け、要件を満たしていることを確認してください。 ※領収書に東京都のベビーシッター利用支援事業認定事業者である旨の記載があっても、ベビーシッター要件証明書は必要です。 なお、ベビーシッター要件証明書の日付は、 <u>利用日当日以前の日付</u> であることを確認してください。	

項番	質問	回答	備考
10	受付締切日を過ぎてしまったのですが、申請可能ですか？	なるべく、受付締切日までにご提出をお願いいたします。同一年度内の申請であれば、各月の受付締切日を過ぎて、まとめて申請可能です。 令和5年度の利用分については、 <b>令和6年4月15日（月）（消印有効）が最終期限</b> です。	
11	事業者が発行する領収書の宛名と申請書の申請者名が異なっても良いですか？（領収書が母の名前、申請者が父の名前等）	ベビーシッター利用者と、補助金申請書は同一人物である必要があります。この場合は、母親名義で補助金を申請してください。また、申請者と口座名義は同一である必要があります。	
12	利用料金をクレジットカードで支払っているため、領収書が令和5年度の最終締切日の令和6年4月15日（月）（消印有効）に間に合わない場合どうすればいいですか？	令和6年3月31日までに足立区子ども施設入園課認証・認可外保育係にご連絡ください。	
13	補助を受けるにあたって、区に対して事前登録は必要になりますか？	事前登録は不要です。事前に利用条件等をよくご確認の上、ベビーシッターサービス利用後に申請に必要な書類をご提出ください。	
14	ベビーシッター事業者と契約する際に、選ぶポイント等がありますか？	必ず厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」をご確認ください。 ※本事業は、区がベビーシッター利用料を補助する事業です。紹介や斡旋等はしておりません。事前にベビーシッター事業者の情報収集や面接等を行った上でご利用をお願いいたします。	
15	交付を受けた補助金は課税対象になりますか？	非課税対象です。	
16	この事業は、いつまで続く予定ですか？	実施期間は、令和6年3月31日利用分までです。令和6年度については、区ホームページ等でお知らせいたします。	
17	クーポン利用や会社の福利厚生等でベビーシッター利用料金の割引を受けた場合でも補助金の申請をできますか？	申請可能です。ただし、割り引かれた費用は、ベビーシッター保育サービス利用料から差し引き、補助金の算定を行います。	
18	兄弟姉妹で利用した場合、申請書はまとめていいですか？	児童ごとに補助上限時間があるため、児童ごとの作成をお願いいたします。	
19	子育ての相談に乗ってもらったため、保護者とベビーシッターと一緒に保育しても補助の対象になりますか？	補助の対象になります。	

項番	質問	回答	備考
20	<p>保育基準に「児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育」とありますが、兄弟姉妹2名（2名ともに未就学児童）とも補助を受けるには、保護者が必ず一緒に保育をしなければならないのでしょうか？</p>	<p>保護者が不在の場合は、児童1人につき1人のベビーシッターを依頼することで2人とも補助の申請が可能です。なお、2人とも補助申請するには、以下の方法があります。</p> <p>①2人のベビーシッターに依頼する  ②保護者と1人のベビーシッターと一緒に保育する</p> <p>※上記②の場合、兄弟姉妹（未就学児童）利用に伴う追加料金についても補助対象となります。この場合、1名を基本料金、もう1名をオプション料金（2名預かる場合の追加料金）として申請してください。</p>	R5～
21	<p>保育基準に「児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育」とありますが、1名は未就学児、1名は就学児童の2名の保育を依頼し、未就学児について補助を受けたい場合、保護者が必ず一緒に保育しなければならないのでしょうか？</p>	<p>保護者が不在であっても、未就学児の利用分は補助の対象となります。</p> <p>この時、小学生以上の兄弟姉妹と未就学児であればベビーシッター1人の派遣で問題ございません。</p>	R5～
22	<p>希望した日時で予約が取れない場合、どうしたらいいですか？</p>	<p>認定事業者は複数ありますので、他の事業者に問い合わせを行うことで、予約ができる可能性があります。</p>	